

# 社会保険

# いばらき

## 11

### 扶養親族等申告書の提出はお忘れなく

2010 NOVEMBER. ●賞与を支払ったら賞与支払届を忘れずに  
NO.388 ●健康診断を受けましょう  
●年金セミナー・健康管理講座開催のお知らせ

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005



「ソバ畑の風景」（撮影・水府村）：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

年金受給者の皆さんへ

# 扶養親族等申告書の提出はお忘れなく!



## 課税の対象となる年金

国民年金・厚生年金保険および共済組合などから支給される年金は、所得税法により「雑所得」として所得税がかかります。

そして、その者の受けた年金の支給額から源泉徴収を行うことになっています。

## 源泉徴収される方

65歳未満の年金受給者で、支給年金額が年額108万円以上の方。また、65歳以上の年金受給者で、支給年金額が年額158万円以上の方。

ただし、障害年金や遺族年金の受給者は、源泉徴収の対象者から除かれます。

## 在職されている方

在職しながら年金を受けている方で、給与から所得税が源泉徴収されているときは、給与と年金の両方から扶養親族等の控除を受けることはできません。

ただし、公的年金等控除及び基礎控除相当の控除は受けられますので、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。

## 申告書の提出

平成22年10月下旬から「扶養親族等申告書」のハガキが日本年金機構より自宅あてに郵送されます。

平成22年12月1日までに日本年金機構に届くように、提出をお願いします。

記入にあたっては同封の手引きをご参照下さい

裏面	平成23年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書			平成 年 月 日 提出																																			
この枠の中は記入したり、よごしたりしないでください。 ◎平成22年分の申告の内容																																							
種 類 配 偶 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>① 控除 対象</th> <th>扶養 親族</th> <th>年少扶養親族</th> <th>⑩ ⑪ 16歳未満の扶養親族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害なし</td> <td>普通障害者</td> <td>特別障害者 (同居)</td> <td>特別障害者 (その他)</td> </tr> <tr> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人</td> <td>⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ 普通障害者 (同居)</td> <td>⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ 特別障害者 (その他)</td> </tr> <tr> <td>④ 除 定 人</td> <td>⑦ 除 定 人</td> <td>⑩ 除 定 人</td> <td>⑪ 除 定 人</td> </tr> <tr> <td>22年 年 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				① 控除 対象	扶養 親族	年少扶養親族	⑩ ⑪ 16歳未満の扶養親族	障害なし	普通障害者	特別障害者 (同居)	特別障害者 (その他)	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人	⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ 普通障害者 (同居)	⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ 特別障害者 (その他)	④ 除 定 人	⑦ 除 定 人	⑩ 除 定 人	⑪ 除 定 人	22年 年 分																			
	① 控除 対象	扶養 親族	年少扶養親族	⑩ ⑪ 16歳未満の扶養親族																																			
障害なし	普通障害者	特別障害者 (同居)	特別障害者 (その他)																																				
② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人 特 定 老 人	⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ 普通障害者 (同居)	⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ 特別障害者 (その他)																																					
④ 除 定 人	⑦ 除 定 人	⑩ 除 定 人	⑪ 除 定 人																																				
22年 年 分																																							
フリガナ	印	本人確認																																					
受給者氏名	印	無・普・特																																					
生年月日	年 月 日																																						
電話番号	-	-																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">氏 名</th> <th>続柄</th> <th>生 年 月 日</th> <th>障 害</th> <th>同居・別居の区分</th> <th>所得の種類・金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td></td> <td>老人 夫 妻</td> <td>明・大 昭・平</td> <td>無・普・特</td> <td>同居 別居</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td>控除対象扶養親族(16歳以上)</td> <td></td> <td>特定老人</td> <td>明・大 昭・平</td> <td>無・普・特</td> <td>同居 別居</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族(16歳未満)※</td> <td></td> <td>特定老人</td> <td>明・大 昭・平</td> <td>無・普・特</td> <td>同居 別居</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td>普通障害者 特別障害者(同居) の人の数</td> <td>人 人</td> <td>摘要</td> <td></td> <td>無・普・特</td> <td>同居 別居</td> <td>万円</td> </tr> </tbody> </table>					氏 名		続柄	生 年 月 日	障 害	同居・別居の区分	所得の種類・金額	控除対象配偶者		老人 夫 妻	明・大 昭・平	無・普・特	同居 別居	万円	控除対象扶養親族(16歳以上)		特定老人	明・大 昭・平	無・普・特	同居 別居	万円	扶養親族(16歳未満)※		特定老人	明・大 昭・平	無・普・特	同居 別居	万円	普通障害者 特別障害者(同居) の人の数	人 人	摘要		無・普・特	同居 別居	万円
氏 名		続柄	生 年 月 日	障 害	同居・別居の区分	所得の種類・金額																																	
控除対象配偶者		老人 夫 妻	明・大 昭・平	無・普・特	同居 別居	万円																																	
控除対象扶養親族(16歳以上)		特定老人	明・大 昭・平	無・普・特	同居 別居	万円																																	
扶養親族(16歳未満)※		特定老人	明・大 昭・平	無・普・特	同居 別居	万円																																	
普通障害者 特別障害者(同居) の人の数	人 人	摘要		無・普・特	同居 別居	万円																																	

※扶養親族(16歳未満)欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3の規定による公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

(官署支出身 厚生労働省年金局事業企画課長)

## 申告書の提出がなかった場合

「扶養親族等申告書」を提出する必要のある方が提出しなかった場合は、年金から各種控除等が受けられず、2月定期支払より年金支給額の7.5%が所得税として源泉徴収されます。

源泉徴収税額が納め過ぎとなる場合は、確定申告を行うことでその額の払い戻しを受けることができます。

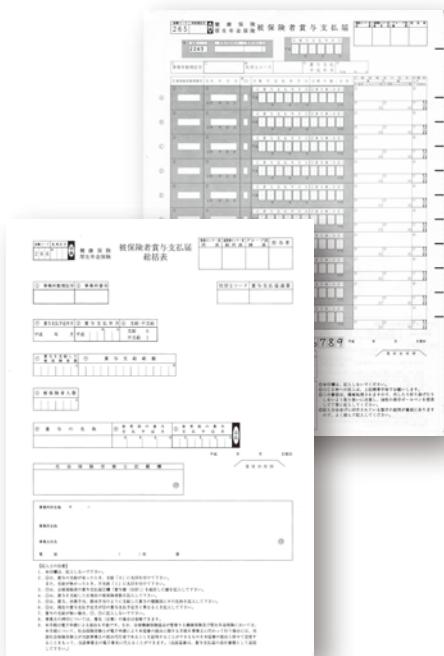
お問い合わせ先

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

受付時間は午前8時30分から午後5時15分です。  
(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く。)

iP電話やPHSからは03-6700-1165にお電話ください。

# 賞与を支払ったら 賞与支払届を忘れずに!



被保険者に賞与を支払った場合には、支払日から5日以内に「被保険者賞与支払届総括表」と被保険者ごとに賞与額等を記入した「被保険者賞与支払届」とを併せて提出していただくことになっています。

この届出は、保険料や年金の計算の基礎となる『標準賞与額』を決定する大切なものです。

なお、賞与支払予定月に支払がなかった場合は「被保険者賞与支払届総括表」(「④支給・不支給」欄の「不支給」に○を付けてください。)のみ提出してください。

また、支払予定月が変更になったり、給与規定等により今後の支払予定がなくなった場合は、その旨を「被保険者賞与支払届総括表」にてお知らせください。

被保険者賞与支払届総括表と被保険者賞与支払届は、登録されている賞与支払予定月の前月に日本年金機構茨城事務センターから送付されます。

届出方法は、紙のほかに磁気媒体申請(FD)や電子申請もありますのでご活用ください。

## 賞与の対象となるもの

賞与(役員賞与も含む)、ボーナス、期末手当、冬(夏)季手当、越年手当、繁忙手当、勤勉手当、もち代、年末一時金などの賞与性のもの(年3回以下の支給の場合)、その他定期的でなくとも一時に支給されるもの

## 賞与の対象とならないもの

年4回以上支給されている賞与(標準報酬月額の対象になります)、結婚祝金、大入袋等



## 保険料額の計算方法

まず、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てます。これが「標準賞与額」となりますが、上限があり、健康保険は年間(保険者単位で毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)540万円、厚生年金保険は支給1回(同じ月に2回以上支給されたときは合算)につき150万円です。その標準賞与額に保険料率をかけて算出した金額が保険料額になります。

## こんなときは?

資格喪失月(退職日の翌日の属する月)に支払われた賞与には保険料がかかりませんが、資格喪失日前に支払われた場合は、賞与年度累計額を算出する必要があるため、その該当者についても「被保険者賞与支払届」に記入してください。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。



メタボリックシンドロームを発見・予防する

## 健康診断を受けましょう!

メタボリックシンドローム(メタボ)とは、内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、脂質異常、高血糖などの危険因子を2つ以上あわせもった状態を言います。放っておくと動脈硬化を進行させ、心臓病や脳卒中といった命に関わる重大な病気を引き起こす原因になります。

協会けんぽでは、メタボを早期に発見する健康診断(生活習慣病予防健診または特定健康診査、以下「健診」)やメタボ対策のための健康相談(特定保健指導)などを受ける際に費用の補助を行っております。健診を受診し、生活習慣病を予防・改善することで、医療費の軽減、保険料率の引き下げにつながりますので、ぜひこの機会に受診してください。

**健診機関によっては、すでに予約を締め切っていることがあります。お早めに予約をお願いします。**

### どのような健診が受けられるの?費用はいくら?

年齢や性別によって、協会けんぽが費用を補助する対象となる健診が異なります。また、ご自身で支払う費用負担額は受診される医療機関等により異なります。

加入者 ご本人	年 齢	健診の種類	自己負担額
	35歳~74歳	一般健診	最高6,843円(健診費用総額18,007円)
	40歳・50歳	付加健診 ※1	最高4,583円(健診費用総額9,166円)
	20歳~38歳の偶数年齢の女性	子宮がん検診(単独受診)	最高630円(健診費用総額2,100円)
	40歳~74歳の偶数年齢の女性	乳がん・子宮がん検診 ※1	40歳~48歳 : 最高2,240円(健診費用総額7,465円) 50歳以上 : 最高1,666円(健診費用総額5,554円)

※1 一般健診を受診した場合に追加することができます

加入者 ご家族	年 齢	健診の種類	自己負担額
	40歳~74歳	特定健康診査	最高2,540円(健診費用総額7,940円)

### 健診の申し込みはどのようにするの?

ご本人とご家族で健診の申し込み方法が異なります。平成22年度の健診については、4月上旬に事業所様あてにご案内しております。詳しくは、お送りしましたパンフレットをご覧ください。

**加入者  
ご本人** 受診を希望する医療機関等に予約後、「生活習慣病予防健診申込書」を記入し、勤務先から協会けんぽに郵送してください。問診票などは医療機関等から届きますので、健診の予約日に受診してください。

**加入者  
ご家族** 「特定健康診査受診券」を被保険者の勤務先から受け取ってください。希望する医療機関等に予約し、受診してください。平成22年1月以降に加入者された方は、従来と同様、受診券の申請が必要です。お手数をおかけいたしますが、「特定健康診査受診券申請書」を協会けんぽへ提出してください。

### 健診の結果がお手元に届いたら…?

メタボと診断された方には、健康状態に応じた生活習慣改善のための情報提供やアドバイスなどの健康相談(特定保健指導)が受けられます。また、メタボ以外の健診結果の方についても相談いただけます。詳しくは、協会けんぽまでお問い合わせください。

お申し込み  
お問い合わせ先

全国健康保険協会 茨城支部 保健グループ

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

☎029-303-1584(直通) ☎029-303-1500(代表)

# 年金セミナー・健康管理講座開催のお知らせ

(財)茨城県社会保険協会では、退職後に向けた年金制度に関する年金セミナー及び健康管理講座を下記のとおり開催いたします。

年金受給を間近に控え、退職後における人生のライフプランを計画するうえで参考になりますよう、是非ご参加ください。



## 開催日・会場

開催日 平成23年2月9日(水) 午後1時30分～午後4時30分まで

会 場 ホテル レイクビュー水戸 〒310-0015 水戸市宮町1-6-1

参加対象者 退職予定者及びその配偶者(事業所の事務担当者も受講可能)

参 加 費 無 料

募 集 定 員 100名(定員になり次第締め切ります)

募 集 締 切 日 平成23年1月31日(月)

講 師 年金セミナー講師 ファイナンシャルプランナー 森本 幸人 先生

健康管理講師 管理栄養士・健康運動指導士 斎藤 幸子 先生

演 題 「年金とライフプラン」・「退職後の健康管理」

申込方法 下記「年金セミナー・健康管理講座 参加申込書」に記入のうえ、(財)茨城県社会保険協会へFAXにてお申し込みください。

受講決定は後日、文書にてご連絡いたします。

申込先 FAX.029-231-2522

問合せ先 (財)茨城県社会保険協会 〒029-226-8005  
〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階

主 催 財団法人 茨城県社会保険協会

後 援 茨城県社会保険委員会連合会・茨城県年金受給者協会連合会

※平日開催のため、事業所(事業主)さまのご理解とご協力をお願いします。

## 「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書

健康保険証の記号(7桁又は8桁の数字) (健保組合はアルファベットの整理記号)	参加人数	被保険者 名
		配偶者 名
上記のとおり申し込みます (財)茨城県社会保険協会長 殿	平成 年 月 日	
事業所所在地 〒		
事業所名称		
事業主名		
事業所電話番号		

※「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書は、「年金セミナー・健康管理講座」以外に使用いたしません。

下館支部  
だより

# 室内楽の夕べ開催

教養文化講座

好評をいただいております。

今年は「ル・シュヴィ工四重奏団」を迎えて弦楽器が奏でる甘い音色に秋の夜に素敵なひと時を過ごしました。



**演奏者**

第一ヴァイオリン  
堀江 晴彦

第二ヴァイオリン  
海老沼哲史

ヴィオラ 赤木 剛  
チェロ 降矢多加洋

**プログラム**  
**一部**

渚のシンドバット  
(シンクレディ)

少年時代(井上陽水)

さくら(森山直太朗)

(楽器紹介)

弦楽四重奏第三番全曲  
(ドビュッシー)

映画「タイタニック」メドレー

**二部**

星に願いを  
ハウルの動く城より

「人生のメリーゴーランド」  
となりのトトロ

(楽器の奏法について)

青春の輝き(カーペンターズ)  
イエスタディ(ビートルズ)

ひと夏の経験(山口百恵)  
北の宿から(都はるみ)

天城越え(石川さゆり)

十月十五日(金)に(財)茨城県社会保険協会下館支部と下館社会保険委員会との合同による第二十七回「室内楽の夕べ」をダイヤモンドホール(筑西市)において開催いたしました。

この催しは、心の健康づくりを目的に実施され、毎年下館支部の協会・委員会の役員事業所の協力を得て開催し、

来年は会場を古河市に移して開催する予定ですのでお楽しみに!

## 財団法人茨城県社会保険協会からのお知らせ

### ホームページをリニューアルしました

茨城県社会保険協会では迅速な情報を会員の皆さまへお届けするため、財団法人茨城県社会保険協会のホームページをリニューアルしました。

会員事業所様への情報誌「社会保険いばらき」を毎月ホームページに掲載し迅速な情報の提供に努めるとともに、会員事業所の被保険者及びご家族の皆さまの健康増進を進める各種補助事業のご案内をホームページに掲載いたしました。

今後も利用しやすいホームページ作りを進めていますので、宜しくお願ひいたします。

財団法人茨城県社会保険協会ホームページ <http://www.ibashaho.or.jp>

または [茨城県社会保険協会](#)

検索